

強化委員会規定

特定非営利活動法人

日本パラ・パワーリフティング連盟

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟の競技力強化を目的として設置する強化委員会の運営に関する基本事項を定めるものである。

(事業)

第2条 強化委員会は次の事業に関して審議し、理事会の承認を経てこれを実施する。

- (1) 選手強化事業の企画、運営に関すること。
- (2) 選手強化事業に係わる情報収集に関すること。
- (3) 連盟の定める指定強化選手の選出に関すること。
- (4) 競技の啓発と普及発展に関すること。
- (5) その他、特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟の目的達成に必要なこと。

(委員会構成)

第3条 強化委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 3名

(委員の選出)

第4条 委員長、副委員長は連盟理事・正会員の中から選出し、総会の承認を経て理事長が委嘱する。委員は、連盟理事・正会員、競技経験者ならびに学識経験者から選出し、理事会の承認を経て理事長が任命する。

(委員の任期)

第5条 全ての委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。
2. 欠員のため就任した委員は、その任期を前任者の残任期間とする。

(強化委員会の招集)

第6条 強化委員会は委員長が招集する。

(委員長・副委員長の職務)

第7条 委員長はこの委員会を代表し、この会の事業を統括する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時にはその事業を代行する。

(会議)

第8条 強化委員会が行う会議は、委員長、副委員長、委員の過半数の出席を持って成立とし、委員長がその議長の任を行うものとする。
2. 委員会会議の議決は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
3. 委員会会議の決定事項は総会に報告し承認を得るものとする。

(強化スタッフ)

第9条 強化委員会は強化スタッフを選出し、総会に掛けた後に任命・委嘱する事が出来る。
2. 強化スタッフは選手の強化に努め強化委員会から付託された事項について審議し

その諮問に応える。

3. 強化スタッフに関する必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第10条 この規程は総会の議決によって変更する事が出来る。

付則

1. この規程は2014年7月6日から施行する。
2. 2014年10月30日付で名称を特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（JPPF）と改称する。